

## 指定（介護予防）訪問看護 かわしま訪問看護リハビリステーション運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会医療法人玄真堂（以下「事業者」という。）が開設するかわしま訪問看護リハビリステーション（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者が、病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が、治療の必要性の程度につき指定（介護予防）訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の保健師、看護師又は准看護師と、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その身の機能の維持回復を目指し療養生活を支援する。

2 事業の実施にあたっては、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者や地域包括支援センター、関係市町村、地域の保健医療福祉機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 看護師等は、自ら提供するサービスの質を評価し質の向上を図るとともに、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めるものとする。

4 前3項のほか、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十五号）指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第五号、）及び、指定介護予防サービス事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号、）、指定介護予防サービス事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第九号、）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### （事業の運営）

第3条 事業所がこの事業を運営するにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づき適切な訪問看護の提供を行う。

2 事業者は、訪問看護の提供にあたっては、事業所の看護師等によってのみこれを行うものとし、第三者への委託によらないものとする。

### （事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 かわしま訪問看護リハビリステーション
- (2) 所在地 中津市下池永 93 番地 13

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。但し、介護保険法等関連法規に定める基準の範囲において適宜職員を増減することが出来るものとする

(1) 管理者 看護師 1名

管理者は、事業所の看護師等の管理及び訪問看護等の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護師等

保健師、看護師又は准看護師等の看護職員

常勤換算方法で2.5名以上 (内1名管理者と兼務)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等の療法士

非常勤専従で1名以上

看護師等は、訪問看護の提供と(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書の作成にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。但し、祝日、12月30日から1月3日を除く。

(2) 営業時間

8時30分から17時30分までとする。但し、土曜日は12時30分までとする。

(3) 連絡体制

電話等により、24時間常時連絡相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 訪問看護の開始については、指示書の交付を受ける。

(2) 指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センター等の作成した居宅サービス計画書や介護予防サービス支援計画書(以下「サービス計画書」という。)、利用者の希望、指示書、及び看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書を作成し、それを利用者へ交付して訪問看護を実施する。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の支援
- ③ 褥瘡の予防・処置
- ④ リハビリテーション
- ⑤ ターミナル期の看護

- ⑥ 認知症利用者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導・相談
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置
- ⑩ 日常生活用具の選択・使用方法
- ⑪ 住宅改修の相談・指導

(利用料等)

第9条 事業所は、基本利用料として健康保険法または、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。それを事業所の見やすい場所に掲示する。

(1) 医療保険（健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律）

健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険

介護保険ではサービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の介護保険負担割合証に定められた1割あるいは2割、3割を徴収する。

但し、居宅サービス支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 事業所は基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別途の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、サービス計画書に基づくものを除く。

(1) 第6条第1項で定めた営業日及び営業時間外に訪問看護等を行った場合（医療保険利用者のみとする）

(2) 第7条第1項の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センターの作成したサービス計画書に定めた1時間30分を超える場合、30分につき1,000円を徴収する。

(3) 訪問看護と連続して行われる死後の処置は13,500円を徴収する。

3 事業所は、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費に要する費用を利用者から受け取るものとする。但し、介護保険を利用する利用者にかかる交通費については、次条に定める通常の業務の実施地域をこえる場合に限り、1km毎に10円を徴収する。

4 事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書兼明細書を交付する。

(通常の事業所の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、中津市（本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町は除く）、宇佐市（院内町、安心院町は除く）、築上郡（築上町は除く）、豊前市とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護師等は、訪問看護の提供中に利用者の病状の急変やその他緊急事態が生じた時は、必要に応じて、応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、非常災害時に備え、体制の整備に努める。

(苦情処理)

第 13 条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問看護の関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止と身体的拘束等の適正化に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権擁護と虐待防止及び身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 利用者及びその家族からの苦情処理体制、虐待防止及び身体的拘束等の適正化に係る責任者の設置
  - (2) 虐待防止検討委員会並びに身体的拘束等適正化委員会の設置と指針の整備
  - (3) 虐待防止、身体的拘束等の適正化のための職員に対する研修の実施
  - (4) その他虐待防止及び身体的拘束等の適正化のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に当事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
  - 3 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の生活の自由を制限する身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営についての注意事項)

第 15 条 事業所は、看護師等の質的向上を図るため、研修機関が実施する研修や事業所内の研修会の参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

研修項目として、虐待防止及び身体的拘束等適正化、権利擁護、認知症ケア及び介護予防（又は機能回復）に関連した研修、その他その資質の向上のために必要な研修を行う。

- 2 事業所の看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所の看護師等でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、訪問看護に関する諸記録を整備しその完結の日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づい

て定めるものとする。

- 6 感染症の予防や拡大防止について、感染症の発生及びまん延等に関して法令に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 事業継続に向けた取り組みとして、感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できるように、業務継続計画を策定し、研修や訓練等の必要な措置を講じる。
- 8 ハラスメント対策としてその防止に努め、発生した場合には適切な措置を講じる。

附則 この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 24 年 1 月 10 日から改定する。  
この規程は、平成 24 年 5 月 16 日から改定する。  
この規程は、平成 24 年 11 月 9 日から改定する。  
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改定する。  
この規程は、平成 25 年 8 月 16 日から改定する。  
この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から改定する。  
この規程は、平成 26 年 2 月 24 日から改定する。  
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改定する。  
この規程は、平成 26 年 6 月 12 日から改定する。  
この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から改定する。  
この規程は、平成 27 年 5 月 16 日から改定する。  
この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から改定する。  
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改定する。  
この規程は、平成 28 年 7 月 15 日から改定する。  
この規程は、平成 28 年 9 月 16 日から改定する。  
この規程は、平成 29 年 1 月 16 日から改定する。  
この規程は、平成 29 年 3 月 13 日から改定する。  
この規程は、平成 29 年 6 月 5 日から改定する。  
この規程は、平成 29 年 9 月 7 日から改定する。  
この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から改定する。  
この規程は、平成 30 年 3 月 15 日から改定する。  
この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から改定する。  
この規程は、平成 30 年 9 月 15 日から改定する。  
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改定する。  
この規程は、令和 1 年 5 月 16 日から改定する。  
この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から改定する。  
この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から改定する。